

佐賀県告示第38号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定により、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和6年3月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金統制額の指定（平成8年佐賀県告示第72号）は、令和6年2月29日限り廃止する。

令和6年2月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 公衆浴場入浴料金の統制額

料金の区分	入浴者の種別		
	12歳以上の者	6歳以上12歳未満の者	6歳未満の者
一般入浴料	450円	150円	100円

2 温泉、サウナその他特殊浴場については、1の統制額を適用しない。